

災害名 発生年月日			大雨洪水	大雨	大雨	大雨	大雨	大雨	台風15号	大雨	大雨	大雨洪水	大雨・暴風	大雨	地震	大雨洪水	計
			8月19日	8月22日	8月24日	8月26日	8月27日	9月2日	9月20日	10月5日	10月7日	10月22日	11月19日	11月20日	12月3日	12月3日	
その他	電話	回線	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	
	電気	戸	0	0	0	0	0	0	25,350	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀	箇所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	658
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災発生	建物	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	危険物	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	件	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
り災世帯数	世帯	0	0	0	0	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	17,002
り災者数	人	0	0	0	0	0	0	0	104	0	0	0	0	0	0	0	4,502
公共文教施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	7,792	0	0	0	0	0	0	0	14,707,792
農林水産施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	23,804,636
公共土木施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	1,686,000	0	0	55,200	0	0	0	0	46,041,200
その他の公共施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0	48,874,544
小計	千円	0	0	0	0	0	0	0	1,694,892	0	0	55,600	0	0	0	0	133,428,172
その他	公共施設被害市町村数	団体	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	27
	農産被害	千円	0	0	0	0	0	0	4,776	343,269	0	0	17,000	0	0	0	1,559,583
	林産被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	3,810	0	0	1,455	0	0	0	139,875
	畜産被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	9,279	0	0	0	0	0	0	258,847
	水産被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,156,524
	商工被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,690,740
	その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害総額	千円	0	0	0	0	0	0	0	4,776	2,051,250	0	0	74,055	0	0	0	154,233,741
都道府県災害 対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	3団体	1団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	49団体
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	7団体
消防職員出動延人数	5人	人	人	人	人	人	人	518人	人	人	人	人	人	人	人	人	2,025人
消防団員出動延人数	10人	人	人	人	人	人	人	926人	71人	人	4人	人	人	人	人	13人	7,698人

(2) 石油コンビナート災害

石油コンビナート等特別防災区域には、原油をはじめとする揮発性の石油類、可燃性の高圧ガス及び有毒ガスなどの危険性物質が多量に貯蔵され、取り扱われている。ここで一旦災害が発生すれば、当該事業所はもちろん、近隣のコンビナート等構成事業所及び地域住民に与える影響は極めて大きい。このため、当該地区の特定事業所については、防災資機材、防災要員を完備した自衛防災組織等の設置が義務付けられており、一般の事業所より防災体制が強化されているところである。

なお、昭和51年1月1日から平成24年12月31日までの石油コンビナート等における異常現象発生件数及び死傷者数は、次のとおりである。

年	種別	異常現象発生件数				死傷者数		
		爆発	火災	漏洩	その他	計	負傷者	死者
51		1	2	4	3	10	3	0
52		1	5	4	3	13	1	2
53		0	9	2	2	13	3	0
54		2	1	5	2	10	0	0
55		1	4	2	0	7	0	0
56		1	7	6	4	18	1	0
57		0	4	3	3	10	9	0
58		0	5	2	1	8	0	0
59		0	9	5	0	14	4	1
60		0	10	4	1	15	2	0
61		1	3	1	0	5	2	0
62		1	6	3	1	11	4	0
63		0	5	3	4	12	1	0
元		2	1	3	0	6	5	1
2		1	2	2	1	6	4	2
3		3	4	1	0	8	16	2
4		1	3	2	0	6	7	10
5		1	2	0	0	3	0	0
6		2	3	1	0	6	2	1
7		0	5	1	2	8	0	0
8		2	5	0	5	12	1	2
9		0	9	1	0	10	8	1
10		0	5	3	3	11	2	1
11		1	8	9	0	18	4	0
12		0	7	6	3	16	2	0
13		0	4	3	0	7	1	0
14		0	6	4	1	11	9	2
15		0	5	4	0	9	0	0
16		0	19	7	2	28	2	0
17		1	11	5	0	17	3	0
18		2	15	18	1	36	2	0
19		0	10	10	0	20	1	0
20		0	9	11	3	23	22	1
21		1	8	12	1	22	3	0
22		1	18	12	0	31	10	3
23		1	9	24	8	42	11	0
24		1	11	12	2	26	1	0
計		28	249	195	56	528	146	29

2. 防災計画

(1) 地域防災計画

千葉県地域防災計画は、防災関係機関がその全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守り県民が安心して暮らせる千葉県をつくるための計画であり、災害対策基本法第 40 条の規定により千葉県防災会議が昭和 38 年 8 月に作成した。

その後、本県の実情に即したより具体的かつ実効性のある計画とするため、必要に応じ、見直しを重ねている。

平成 24 年度は、8 月 6 日に千葉県防災会議を開催し、平成 23 年度に決定した「千葉県地域防災計画修正の基本方針」に基づき、東日本大震災の教訓と課題等を踏まえた修正を行った。

(2) 石油コンビナート等防災計画

千葉県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等特別防災区域における予防対策、応急対策及び公共施設等の災害復旧等を総合的かつ計画的に推進するため、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づき昭和 52 年度に作成された。

その後、毎年度検討を行い、必要がある場合は修正を行っている。

3. 過去の災害対応状況

(1) 災害対策本部設置状況（昭和 52 年以降）

	設置期間	配備体制	原因
1	昭和 52 年 9 月 19 日	非常第 1 配備	台風 11 号
2	昭和 54 年 10 月 19 日	非常第 1 配備	台風 20 号
3	昭和 56 年 8 月 23 日	非常第 1 配備	台風 15 号
4	〃 10 月 23 日～11 月 23 日	非常第 1 配備	台風 24 号
5	(昭和 59 年 1 月 19 日～ 3 月 31 日)	雪害対策本部	大雪
6	昭和 60 年 7 月 1 日～ 7 月 22 日	非常第 1 配備	台風 6 号
7	昭和 61 年 8 月 4 日～ 8 月 8 日	非常第 1 配備	台風 10 号
8	昭和 63 年 8 月 11 日～ 8 月 13 日	非常第 1 配備	熱帯低気圧による大雨
9	平成 元年 8 月 1 日～ 8 月 4 日	第 3 配備	雷を伴った大雨
10	平成 8 年 9 月 22 日～ 9 月 24 日	第 3 配備	台風 17 号
11	平成 9 年 7 月 2 日～ 7 月 9 日	第 3 配備	ダイヤモンド・グレース号油流出等
12	平成 16 年 10 月 9 日～10 月 14 日	第 2 配備	台風 22 号
13	平成 16 年 10 月 20 日～10 月 21 日	第 1 配備	台風 23 号
14	平成 17 年 4 月 11 日	第 3 配備	千葉県北東部を震源とする地震
15	平成 23 年 3 月 11 日～5 月 26 日	本部第 2 配備 (3 月 22 日～ 本部第 1 配備)	東北地方太平洋沖地震
16	平成 24 年 3 月 14 日	本部第 1 配備	千葉県東方沖【震度 5 強】

※ 平成元年度から配備名変更（非常第 1 配備 → 第 3 配備）

平成 22 年度から配備名変更（第 3 配備 → 本部第 1 配備）

(2) 応急対策本部設置状況（平成 11 年 5 月 1 日施行）

	設置期間	配備体制	原因
1	平成 12 年 7 / 7～ 8	第 1 配備	台風 3 号（長生第 2 配備）
2	平成 13 年 5 / 9～ 10	第 1 配備	銚子沖船舶衝突事故による油流出
3	〃 7 / 26～ 30	第 1 配備	九十九里浜沖船舶衝突事故による油流出（衝突 7/15）
4	〃 9 / 10～ 11	第 2 配備	台風 15 号
5	平成 14 年 10 / 1～ 2	第 1 配備	台風 21 号
6	平成 16 年 10 / 9	第 2 配備	台風 22 号（15:00 災害対策本部に切替え）
7	平成 17 年 7 / 23～H18/7/11	第 1 配備	九十九里沖海難事故による油流出（衝突 7/22）
8	平成 18 年 4 / 17～H19/3/28	第 1 配備	東京湾口船舶衝突事故による油流出（衝突 4/13）
9	平成 21 年 3 / 13～ 4 / 2	第 1 配備	大島東方沖船舶衝突事故による油流出（衝突 3/10）

(3) 流出油対策本部設置状況(平成9年9月1日施行・平成11年4月30日廃止)

	設置期間	配備体制	原因
1	平成10年 8/16~20	第2配備	第5山菱丸からの油流出事故(発生8/15)

(4) 災害対策本部・応急対策本部設置前(最近10年間の自然災害対応)

	設置期間	配備体制	原因
	平成14年 2/11 " 5/4 " 6/14 " 7/10~11 " 7/16	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備 第1配備	茨城県沖を震源とする地震 千葉県東方沖を震源とする地震 茨城県南部を震源とする地震 台風6号 台風7号
	平成15年 5/17 " 5/26 " 8/15~16 " 9/20 " 10/15 " 11/23	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備 第1配備 第1配備	千葉県北東部を震源とする地震 宮城県沖を震源とする地震 秋雨前線による大雨 千葉県東方沖を震源とする地震 千葉県北西部を震源とする地震 千葉県東方沖を震源とする地震
	平成16年 7/17 " 9/5 " 10/6 " 10/23	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備	千葉県南東沖を震源とする地震 東海道沖を震源とする地震(津波注意報) 茨城県南部を震源とする地震 新潟県中越地震
	平成17年 2/16 " 6/20 " 7/23 " 7/26~27 " 8/16 " 8/25~26 " 10/16 " 10/19	第1配備 第1配備 第2配備 第1配備 第1配備 第2配備 第1配備 第1配備	茨城県南部を震源とする地震 千葉県北東部を震源とする地震 千葉県北西部を震源とする地震 台風7号 宮城県沖を震源とする地震 台風11号 茨城県南部を震源とする地震 茨城県沖を震源とする地震
	平成18年 10/14 " 11/15~16	第1配備 第1配備	千葉県南東沖を震源とする地震 津波注意報(千島列島を震源とする地震)
	平成19年 1/13 " 7/15 " 8/16 " 8/17 " 8/18 " 8/18 " 8/18 " 9/6~7	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備 第2配備 第1配備 第1配備 第1配備	津波注意報(千島列島を震源とする地震) 台風4号 千葉県東方沖を震源とする地震 津波注意報(南米西部沖を震源とする地震) 千葉県南部を震源とする地震 千葉県北東部を震源とする地震 千葉県南部を震源とする地震 台風9号
	平成20年 5/1 " 5/8 " 9/19~20 " 10/14	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震 茨城県沖を震源とする地震 台風13号 千葉県東方沖を震源とする地震
	平成21年 2/17 " 8/9 " 8/11 " 8/31 " 9/30	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備 第1配備	千葉県南部を震源とする地震 東海道南方沖を震源とする地震 駿河湾を震源とする地震 台風11号 津波注意報(南太平洋を震源とする地震)
	平成22年 2/28 " 7/23 " 10/29	第2配備 第1配備 第1配備	津波警報(チリ中部沿岸を震源とする地震) 千葉県北東部を震源とする地震【震度4】 台風14号
	平成23年 2/5 " 9/21 " 12/3 " 1/1	第1配備 第1配備 第1配備 第1配備	千葉県南東沖を震源とする地震【震度4】 台風15号 千葉県南部を震源とする地震【震度4】 鳥島近海を震源とする地震【震度4】

平成24年	2/18	第1配備	千葉県北部を震源とする地震【震度4】
〃	2/29	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震【震度4】
〃	4/25	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震【震度4】
〃	4/29	第2配備	千葉県北部を震源とする地震【震度5弱】
〃	8/31	第1配備	津波注意報（フィリピン付近での地震による 千葉県九十九里・外房、千葉県内房の津波注意報）
〃	9/14	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震【震度4】
〃	9/30	第1配備	台風17号
〃	10/12	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震【震度4】
〃	12/7	第1配備	三陸沖を震源とする地震【震度4】

※ 平成11年4月1日より「津波予報」の基準等が改正（当該改正により、「津波注意報」の発表回数は従来より大幅に減少した）。

※平成元年から配備名変更（「注意配備」→「第1配備」、「警戒配備」→「第2配備」）

平成22年4月1日から配備名変更 第3配備→本部第1配備 第4配備→本部第2配備 第5配備→本部第3配備

4. 地震・津波対策の推進

(1) 活断層調査の実施

兵庫県南部地震では、活断層により引き起こされたこと、地下構造により建物被害が増大したことを受けて、平成9年度から各種調査を実施した。このうち活断層調査は、国がその活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとした「東京湾北縁断層」と「鴨川低地断層帯」の調査を実施した。

東京湾北縁断層は、調査した範囲には活断層は確認されず、国も県の調査を受けて東京湾北縁断層は活断層ではないと公表した。また、鴨川低地断層帯の活断層により生じたとされた地形は、主として基盤岩の岩質（硬軟）の違いによる差別侵食によって形成されたもので、断層活動によるものではなく、活断層である可能性が低いことが明らかになった。（国も活断層であるかどうかの確実な証拠に乏しいと公表した。）

(2) 千葉県地震被害想定

平成19年度に、最新の知見を踏まえた地震被害想定を実施した。近い将来、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のある3つの南関東直下の地震について、ボーリングデータなどから作成した地盤データ、建築年代ごとの建物データなどを基に被害を想定した。①東京湾北部地震（マグニチュード7.3）は震度7の地域はないが、東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40パーセントもの広範囲にわたり震度6弱以上になる。想定地震の中で最大の被害が発生し、建物全半壊220,076棟、死傷者42,972名と想定される。②千葉県東方沖地震（マグニチュード6.8）は茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在する。③三浦半島断層群による地震（マグニチュード6.9）は神奈川県の上三浦半島にある活断層による地震を想定し、富津岬を中心に震度6強の地域が見られる。

(3) 千葉県地震防災戦略の策定

平成19年度の地震被害想定調査を受け、三つの地震のうちもっとも大きな被害が見込まれる東京湾北部地震の想定被害を軽減するため、平成21年9月16日に千葉県地震防災戦略を策定した。

この戦略では、平成30年度までの10年間に、住宅等の耐震化、災害時要援護者避難支援プランの策定、支援・復興本部の体制作りなど151の施策を展開して、想定される死者約1,390人、経済被害額約9兆8千億円を半減させることを目標としている。

(4) 新たな津波浸水予測図及び液状化しやすさマップ、ゆれやすさマップの作成

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震では、千葉県においても津波による家屋の流失や人的被害が発生し、また、長く続いた地震の揺れにより、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地などで非常に広い範囲で液状化が発生した。

県では、平成23年6月に有識者からなる「東日本大震災千葉県調査検討専門委員会」を設置し、専門的見地からの助言、指導を受けながら、気象庁の津波警報レベルに合わせた「避難のための津波浸水予測図」及び、震源の位置に左右されない揺れ（震度）ごとの液状化のしやすさを示した「液状化しやすさマップ」と相対的な地盤のゆれやすさを示した「ゆれやすさマップ」を作成し、平成24年4月に公表した。

(5) 九都県市災害時相互応援に関する協定について

平成4年5月14日に、首都圏を構成する七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）では、大規模災害時における相互応援による広域応援体制を確立するため、「七都県市災害時相互応援に関する協定」を締結した。その後、さいたま市、相模原市が加入し、現在、九都県市で協定を締結している。

また、平成8年度には、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、協定の内容について抜本的な見直しを行い、その後、「八都県市広域防災プラン（震災編）」（平成16年11月）、「応援調整本部行動マニュアル」（平成17年10月）、「八都県市広域防災プラン（風水害編）」（平成18年11月）を策定し、協定に基づく対応の具体化を図っている。なお、マニュアル等については、相模原市の加入に伴い、平成22年4月に八都県市から九都県市へ修正している。

さらに、平成23年4月にはこのマニュアル等の改訂を行い、現在は平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応、教訓を踏まえ、内容の修正を検討しているところである。

(参考) 相互応援協定の締結状況

(ア) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会：平成24年5月18日改正）

(イ) 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会：平成20年2月6日改正）

(ウ) 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県及び各市町村：平成8年2月23日改正）

5. 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策

経済社会の急速な発展に伴い、人口及び大規模な工場等が太平洋ベルト地帯に集中し、千葉県においても東京湾沿岸の埋立地に、石油精製工場を中心とする高密度な工場地帯が形成されている。

本県では、かかる石油コンビナート等の地域の特殊性に鑑み、昭和43年7月に市原市、袖ヶ浦市(当時「町」)の石油コンビナート地帯を対象に「石油コンビナート地帯等産業災害対策計画」を策定し、防災の推進を図ってきたが、昭和50年12月に石油コンビナート等災害防止法が制定されたことにより、昭和51年7月に市川市から君津市に至る7市(当時「6市1町」)の臨海部が、石油コンビナート等特別防災区域に指定され、防災体制のより一層の推進が図られているところである。

平成24年4月1日現在の特別防災区域の概況は、次のとおりである。

千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況

区分	区域面積 k m ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所 ※(うち石油を 取扱う事業所)
		石油 千 kℓ	高压ガス 百万Nm ³	総数	第一種事業所 (うち177事業所)	第二種 事業所	
京葉臨海北部地区	2.9	248 (1.2%)	6 (0.3%)	6	5 (0)	1	104 (27)
		0 (0%)	0 (0.0%)	0	0 (0)	0	15 (15)
		248 (1.2%)	6 (0.3%)	6	5 (0)	1	119 (42)
京葉臨海中部地区	45.2	403 (2.0%)	31 (1.3%)	8	5 (3)	3	111 (20)
		15,260 (74.7%)	2,075 (86.7%)	37	18 (16)	19	111 (40)
		4,427 (21.7%)	260 (10.9%)	17	7 (4)	10	22 (22)
		20,090 (98.23)	2,366 (98.9%)	62	30 (23)	32	244 (82)
京葉臨海南部地区	12.5	99 (0.5%)	20 (0.8%)	3	2 (2)	1	79 (27)
		99 (0.5%)	20 (0.8%)	3	2 (2)	1	79 (27)
		99 (0.5%)	20 (0.8%)	3	2 (2)	1	79 (27)
合計	60.6	20,438 (100.00%)	2,392 (100.00%)	71	37 (25)	34	442 (151)

資料：平成24年度石油コンビナート等実態調査

※ 各消防機関で把握している危険物取扱事業所数

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、千葉県石油コンビナート等防災本部が中心となって、関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。

ア 千葉県石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)が常置され、石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という。)の作成、災害等における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

イ 消防機関

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には現地本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域にかかる消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正し、当該市町村の区域内に石油コンビナート等災害防止法施行令第8条の規定により、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車（以下「三点セット」という。）を備え付けなければならない特定事業所がある場合には、当該市町村にも三点セットを配置するものとされた。

本県では、昭和60年度をもって各市に三点セットの配置が完了した。

ウ 特定事業所等

石油コンビナート等特別防災区域における特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法により、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任が義務付けられている。また、一の石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成24年4月1日現在、71の自衛防災組織、11の共同防災組織、6の区域協議会が設立されている。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策

ア レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設、またはこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更する際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、規制を実施している。

千葉県石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうちレイアウト規制の対象となる第一種事業所は、平成24年4月1日現在25事業所となっている。

イ 防災体制立入調査

特定事業所及び共同防災組織における防災体制の充実、強化を図るため、昭和58年度から県（防災本部事務局）、地元消防機関及び海上保安部（署）が合同して査察を行い、現地指導をしている。また、平成10年度から、人的被害や、異常現象が多発する事業所に対しては、特別に査察を実施するなどの強化を図ったところである。

さらに、平成21年度に査察実施要領を全面的に見直し、立入調査実施要領を策定した。これにより、従来の査察を立入調査と位置づけるとともに、「重大な事故や災害」に該当しない異常現象については、4年に1度の立入調査の際に現地確認をすることとし、再発防止策の継続性の確保を図った。

立入調査施状況（過去3年間）

区 分		立入調査実施事業所等の数		
		21年度	22年度	23年度
北部	市川市	2	1	2 (0.5)
	船橋市	0	0	0 (0.5)
中部	千葉市	2 (1)	2 (1)	2
	市原市	10 (1.5)	9	9 (1)
	袖ヶ浦市	3 (0.5)	6	4
南部	木更津市	0.5 (—)	0 (0.5)	1
	君津市	0.5 (—)	0 (0.5)	0
計		18 (3)	18 (2)	18 (2)

表中の（ ）内は共同防災組織数で外数である。2市にまたがった共同防災組織を0.5とした。

ウ 防災相互通信用無線の整備

石油コンビナート等特別防災区域の発災現場での防災関係機関相互間の連絡を確保するため、防災本部では昭和54年度に防災相互通信用無線局を設置し、その効果的な運用を図っている。

防災本部の管轄する無線局は、統制局（千葉県）21局、調整局（消防本部）8局、防災関係機関局28局、端末局（特定事業所等）92局の合計149局である。

エ 補助事業

石油コンビナート等特別防災区域内における災害の発生及び拡大の防止等のため、消防庁では石油コンビナート等特別防災区域所在市町村が行う三点セットの整備事業に対して、消防防災設備整備費補助事業により助成を行うほか、県においても補助（石油コンビナート用防災施設整備補助事業）を実施し、施設の整備促進を図ってきたところである。

この補助を受けて、昭和51年度から昭和60年度までに、6団体で、大型化学消防車7台、大型高所放水車7台、泡原液搬送車7台が整備された。

なお、老朽化した車両については、逐次更新されている。

オ 泡消火薬剤の共同備蓄

大規模な災害が発生した場合に備えて、県・市及び特別防災区域協議会の三者により共同で消火薬剤を備蓄することとして、昭和56年度から5か年計画で始め、昭和60年度をもって完了した。

県備蓄分については、平成2年度から高性能泡消火薬剤に更新している。

共同備蓄量

(単位：kl)

機関名 \ 地区名	北 部	中 部	南 部	計
県	51.64	128.52	1.44	181.60
市	51.44	128.48	1.42	181.34
協議会	51.44	128.48	1.42	181.34
計	154.52	385.48	4.28	544.28

6. 林野火災対策

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴いその発生件数も多く、一度発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難をきわめ、大規模火災となるおそれがある。

このような情勢に考慮して、林野火災に対しては地上からの消火活動に併せてヘリコプターによる空中消火が不可欠であり、迅速な活動や効果的な運用を図るため、県内8箇所に分散配置されていた空中消火資機材を平成19年11月から陸上自衛隊第1ヘリコプター団に全数を配置し、管理を委託している。

ア 資 機 材

管理委託先 資機材	自衛隊
大型ヘリ用散布装置一式	8
ジェットシューター	9
収納倉庫	2

さらに、空陸一体の林野火災防御体制を整備するため、消防本部及び自衛隊等の参加を得て、林野火災対策訓練を実施しており、これまでの訓練実施状況は次のとおりである。

林野火災消火訓練実施状況一覧

平成 24 年 12 月 31 日現在

実施年月日	出先機関名	市町村名	訓練会場
S49. 9. 12	君 津	君 津 市	郡ダム
S51. 2. 27	〃	〃	〃
S52. 3. 1	夷 隅	勝 浦 市	勝浦ダム
S53. 3. 1	千 葉	市 原 市	山田橋農業ダム
S54. 2. 2	安 房	鴨 川 市	長狭中学校グラウンド
S56. 2. 18	夷 隅	大 多 喜 町	大多喜町久我原地先
S57. 3. 9	安 房	天津小湊町	内浦山県民の森
S58. 3. 4	君 津	君 津 市	郡ダム
S59. 2. 29	夷 隅	勝 浦 市	勝浦ダム
S60. 3. 4	千 葉	市 原 市	山倉ダム
S61. 3. 5	君 津	君 津 市	郡ダム
S62. 2. 14	長 生	長 柄 町	長柄ダム
S63. 3. 3	君 津	富 津 市	マザー牧場
H 元. 3. 11	安 房	千 倉 町	千倉町総合運動公園
H2. 3. 1	君 津	君 津 市	郡ダム
H4. 3. 1	千 葉	市 原 市	高滝ダム (林野火災対策訓練に改めた)
H6. 2. 26	長 生	茂 原 市	ひめはるの里
H8. 2. 24	君 津	袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園
H10. 2. 28	山 武	東 金 市	東金ダム
H11. 9. 1	君 津	木更津市	かずさアカデミアパーク (七都縣市合同防災訓練に含む)
H12. 9. 1	山 武	東 金 市	千葉東テクノグリーンパーク (七都縣市合同防災訓練に含む)
H13. 9. 1	海 匝	旭 市	あさひ新産業パーク (七都縣市合同防災訓練に含む)
H15. 9. 1	千 葉	八千代市	八千代広域公園用地 (八都縣市合同防災訓練に含む)
H17. 9. 4	南房総	富 津 市	大貫中学校 (八都縣市合同防災訓練に含む)
H20. 2. 14	南房総	君 津 市	郡ダム
H20. 6. 4	南房総	君 津 市	郡ダム
H21. 6. 16	夷 隅	勝 浦 市	勝浦ダム
H22. 6. 8	東上総	長 柄 町	長柄ダム
H24. 6. 26	君 津	君 津 市	郡ダム

なお、林野火災対策としての水利は次の箇所を指定している。

- ①山倉ダム ②郡ダム ③戸面原ダム ④小向ダム ⑤金山ダム
 ⑥佐久間ダム ⑦長柄ダム ⑧東金ダム ⑨勝浦ダム ⑩荒木根ダム

7. 油等海上流出災害対策

本県は三方を海に囲まれており、油等海上流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業等の被害の軽減、環境汚染を最小化するために、平成11年3月、千葉県地域防災計画で油等海上流出災害対策計画を策定したところである。

平成23年度の油等海上流出事故の覚知件数及び防災危機管理課所管の油防除資機材は次のとおりである。

ア 油等海上流出通報一覧（平成23年度）

No.	種別	発生場所	発生（覚知）日時	原因等	備考
1	漏洩	野島漁港	6月14日 14時10分	重機の油圧ポンプ	吸着マット
2	浮流	袖ヶ浦市中袖	7月6日 19時16分	原因不明	吸着マット
3	漏洩	船橋市日の出	8月2日 9時13分	プレジャーボート	吸着マット
4	漏洩	川下漁港	8月15日 16時40分	ヨット	中和剤
5	浮流	船形漁港沖合	9月6日 9時20分	原因不明	航走拡散
6	浮流	金田漁港沖合	11月3日 10時35分	原因不明	自然消滅
7	漏洩	勝浦港	1月31日 12時00分	給油ポンプ	油処理剤
8	浮流	江戸川放水路河口	2月15日 9時15分	原因不明	航走拡散
9	漏洩	中江川水門付近	3月6日 15時03分	台船	吸着マット
10	漏洩	市川市千鳥町	3月12日 3時12分	ポリタンク	航走拡散
11	浮流	市川市塩浜	3月23日 12時07分	原因不明。	吸着マット・航走拡散

イ 油防除資機材一覧（防災危機管理監所管）

（平成24年3月31日現在）

配備場所	資材名 オイルフェンス (m)	油吸着材 (kg)	油回収ネット (m)	その他
浦安市消防署		340		
市川市東消防署高谷出張所	300	170		
市川市塩浜第2防災倉庫		170		
船橋市湊町水防倉庫	180	306		
習志野市中央消防署	40			
習志野市南消防署	320			
習志野市谷津干潟自然観察センター		238	40	
習志野市環境保全センター		136		
千葉市中央消防署臨港出張所	200	170		
県中央防災センター(コンテナ)				長靴2,000, 手袋1,600, コーゲル 1,860, 防塵マスク1,900, レインコート2,640, レ インスーツ2,080, 柄杓2,011
市原市養老川臨海備蓄センター(倉庫)		323	500	
県千葉港湾事務所市原支所(コンテナ)		1,641	340	油導入浮枠ポンプセット×3, 丸型組立水槽×6, バケツ500
県千葉港湾事務所袖ヶ浦支所(コンテナ)			3,300	
袖ヶ浦市震災備蓄倉庫		306		
木更津市震災備蓄倉庫		374		
君津市消防署	300	170		
新日鐵環境防災管理G倉庫		170		
富津市中央公民館倉庫	300			
富津市富津地区防災備蓄倉庫		136		
富津市大佐和地区防災備蓄倉庫		119		
富津市天羽地区防災備蓄倉庫		85		
県安房合同庁舎倉庫			1,040	
県水産研究センター				
勝浦市旧勝浦診療所			1,040	
御宿町漁業協同組合倉庫		935		
銚子漁港事務所川口オイルフェンス倉庫			1,040	
計	1,640	5,789	7,300	

8 防災訓練・行事

災害対策基本法第 48 条及び千葉県地域防災計画に基づき、毎年各種災害に備え、関係機関との協力体制の確立、県民の防災意識の高揚等を目的とした総合的な防災訓練や行事を実施しており、これまでの訓練等の開催地及び平成 24 年度防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

(1) 訓練開催地一覧表

県総合防災訓練(会場訓練)実施状況一覧

実施年月日	市町村名	訓練想定
S39.6.3	千葉市	台風、大火災
40.6.10	市原市	工場爆発、流油事故
41.6.24	印西市	台風、水防
42.9.1	市川市	大地震
43.11.4	市原市	工場火災、流出油
44.9.20	船橋市	電車とタンクローリー車の激突 地下街及び工場火災
45.9.1	松戸市	大地震
46.6.30	成田市	台風、特殊建物火災
47.10.24	富津市	林野火災
48.11.14	袖ヶ浦町	タンク火災、流出油
49.10.29	千葉市	地震、デパート火災
50.10.30	白子町	大地震(房総沖)
51.10.22	館山市	〃
52.10.27	木更津市	〃
53.9.6	佐倉市	〃
54.10.31	浦安市	〃

(九都県市合同防災訓練※・千葉県会場訓練)

実施年月日	市町村名	訓練想定
第 1 回 55.9.1	千葉市(中央会場) 市川市(都県市境)	南関東地域における地震
第 2 回 56.9.1	松戸市	〃
第 3 回 57.9.1	袖ヶ浦町	〃
第 4 回 58.9.1	市原市	〃
第 5 回 59.9.1	鴨川市	〃
第 6 回 60.9.1	一宮町	〃
第 7 回 61.9.1	四街道市 館山市(津波対応)	〃
第 8 回 62.9.1	銚子市	〃

※平成 22 年度より八都県市から九都県市に変更となった。

(九都県市合同防災訓練・千葉県会場訓練)

実施年月日	市町村名	訓練想定
第9回 63.9.1	船橋市(中央会場)	南関東地域における地震
第10回 H1.9.1	九十九里町	〃
第11回 2.9.1	木更津市	〃
第12回 3.9.1	柏市 御宿町(津波対応)	〃
第13回 4.9.1	佐原市 大網白里町(津波対応)	〃
第14回 5.9.1	富津市	〃
第15回 6.9.1	館山市	〃
第16回 7.9.1	浦安市(中央会場) 成東町(津波対応)	〃
第17回 8.9.1	印西市	〃
第18回 9.9.1	小見川町	〃
第19回 10.9.1	松戸市	中止
第20回 11.9.1	木更津市	南関東地域における地震
第21回 12.9.1	東金市	〃
第22回 13.9.1	旭市	〃
第23回 14.9.1	柏市(中央会場)	〃
第24回 15.9.1	八千代市	〃
第25回 16.9.1	浦安市	〃
第26回 17.9.3~4	富津市 木更津市(鉄道事故対応)	〃
第27回 18.9.2~3	四街道市 いすみ市(津波対応)	〃
第28回 19.9.1~2	市原市	首都直下地震(市原市直下)
第29回 20.8.30~31	成田市	首都直下地震(成田市直下)
第30回 21.9.5~6	山武市	首都直下地震(山武市直下)
第31回 22.9.1	君津市(中央会場)	首都直下地震(君津市直下)
第32回	東日本大震災のため中止	
第33回 24.9.1~2	市川市	東京湾北部を震源とする直下地震

9. 千葉県防災行政無線について

県防災行政無線は、千葉県地域防災計画に基づき、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で、防災情報の迅速かつ的確な受伝達を行うために整備し運用している。これまでの整備・更新の状況は次のとおりである。

(1) 「ふるさと千葉情報ネットワーク」整備事業

平成2～4年度の3か年継続事業で整備し、平成5年4月に運用を開始したものである。その後、「阪神・淡路大震災」の教訓を踏まえ、平成7～13年度まで整備拡充事業を実施し、ネットワークの充実強化を図った。

(2) 「防災情報ターミナルちば」整備事業

平成18～20年度の3か年継続事業で上記の防災行政無線の再整備が完了した。

このネットワークは、通信回線を地上系（無線及び有線）と衛星系（地域衛星通信ネットワーク）の組み合わせにより構成し、一斉受令端末、ファクシミリ、映像伝送（県庁地球局及び衛星通信車から伝送）等のシステムの導入により高度情報通信が可能な防災行政無線システムとして構築され現在運用している。

本システムは、県庁と県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関の255機関（平成24年4月1日現在）との間をネットワークで構成しており、地上系及び衛星系回線構成図は、図1～2のとおりである。

10. 千葉県防災情報システムについて

県では、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間で被害情報・指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報・地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に資することを目的とした千葉県防災情報システムを整備し運用している。

システムの構成は、県庁には各機能を提供するサーバ群を設置し、また県出先機関、市町村及び消防本部等128機関には専用端末を設置して、その間を電気通信事業者回線（光回線）で接続してネットワークを構築している。システムには、被害情報・指示情報の収集及び集計、気象情報・地震情報・津波情報等の伝達、物資管理等の防災関連情報のデータベース化等を行う機能があり、迅速かつ的確な防災対策を実施することが可能である。

また、県民に防災情報を提供するため「千葉県防災ポータルサイト」を開設して、平時には気象情報や交通情報等を、災害発生時には被害情報や避難所開設情報等を提供している。

本システムは、平成16年度から18年度までの3か年で整備を行い、平成19年4月1日から運用を開始した。

なお、本システムの構成図は図3のとおりである。

11. 千葉県震度情報ネットワークシステムについて

県では、地震発生後の初動体制を早期に確立するために、県下54市町村（平成23年4月1日現在）全てに震度計（県設置74、気象庁震度計利用3、文部科学省震度計利用3、千葉市震度計利用6）を設置し、各市町村の震度・加速度情報等をオンラインで収集するとともに、気象庁及び総務省消防庁（震度4以上）に配信し、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて地震速報として公表している。

なお、本システムは、平成9年4月から運用し、平成18年度にサーバ及び計測器の更新を行った。